平成22年 3月19日制 定

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻(以下「臨床心理学専攻」という。) における臨床心理学に関する授業の履修、諸実習等臨床活動及び研究活動並びに学校行事及び課題活動への参加(以下「授業の履修等」という。)をする学生の遵守すべき倫理について定めることにより、本学心理カウンセリングセンターにおける内部実習、学外施設・機関における外部実習その他の臨床心理学に係る授業等において関与又は見聞する特定の個人(法人を含む。以下「特定の個人」という。)並びに指導教員、学外の指導者その他関係者の諸権利の保護を図るとともに、授業の履修等の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(原則)

第2条 授業の履修等をする学生又は履修等をした学生(以下、「学生」という。)は、授業の履修等において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会制定の「臨床心理士会倫理綱領」を遵守するほか、以下に定める事項に従わなければいけない。なお、同綱領中にある「臨床心理士」の用語は「学生」と、「倫理委員会」の用語は本規程第4条に規定する「臨床心理学専攻倫理審査委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(守秘義務)

- 第3条 学生は、授業の履修等により知り得た特定の個人及び関係者にかかわる秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 学生は、授業の履修等により知り得た特定の個人等及び学外指導者その他の関係者に対し、いかな る権利の侵害行為をも行ってはいけない。
- 3 学生は、授業の履修等に当たり、指導教員及び学外指導者の指示に従わなければいけない。 (倫理審査委員会)
- 第4条 臨床心理学専攻内に、臨床心理学専攻倫理審査委員会(以下「倫理審査委員会」という。)を 置く。
- 2 倫理審査委員会は、心理学研究科長を責任者とし、同科長が指名する臨床心理学専攻の教員により 構成する。
- 3 倫理審査委員会は、以下に定める研究審査を行うほか、前条の規定に違反した学生の懲戒審査を心理学研究科委員会に対して請求する。

(研究審査)

第5条 学生は、特定の個人に関する情報を使用した研究を行おうとする場合には、原則として、当該 個人に事前に文書をもって用いる情報の内容及び範囲、公表の予定の有無、その方法等を説明し、当 該情報を研究に使用することに同意する旨の文書を徴した上で、倫理審査委員会に研究開始の可否に ついて認可申請しなければいけない。

(審査の記録)

第6条 第4条第3項及び第5条に規定する審査の内容及び結果については、これを記録し、心理学研 究科長において5年間保存する。

(懲戒等)

第7条 心理学研究科長は、第4条第3項に規定する懲戒審査の請求があった場合には、速やかに同研 究科委員会を招集し、授業の履修等に係る当該科目の単位不認定又は認定取消の可否、駿河台大学大 学院学則第43条による懲戒又はこれらを併せた措置の要否を決定するものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月19日から施行する。